

令和3年第4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和3年4月14日（水） 午後3時10分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

江崎 和浩 ・ 福田 正義

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 岸野 次郎
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 後藤 宗夫 ・ 酒井 秀男
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫
山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	主幹	水野 昌子
副主幹	伊佐治伸一	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主査	中村 修
主任主事	片岡 美晴	主事	宮田 直弥

関係者

経済部次長兼経済政策課長	鷺見 弘
経済部農林課副主幹	河合 直哉
経済部農林課副主査	谷口 匠

議 事

- 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第23号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第25号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 議案第26号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- 議案第27号 令和3年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について
- 議案第28号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第16号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 報告第17号 令和3年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和3年度経済部農林水産関係予算概要について

議長

これより、令和3年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号5番酒井勉委員、議席番号6番松野芳正委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転9件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、1ページを御覧ください。

議案第20号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、長良地区の申請は所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2番及び3番、方県地区の申請は所有権の移転で、世帯内で田を譲り渡すものです。

4番、方県地区の申請は所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

5番、西郷地区の申請は所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

6番、芥見地区の申請は所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

7番、合渡地区の申請は所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

8番、三輪地区の申請は使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を開始する使用借人へ田を貸し出すものです。

4ページをお願いします。

9番、三輪地区の申請は所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ田を譲り渡すものです。

10番、三輪地区の申請は所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田畑を譲り渡すものです。

5ページをお願いします。

11番及び12番、柳津地区の申請は使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を拡大する使用借人へ田を貸し出すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第20号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明いただきます。

それでは、1番長良地区は、酒井勉委員をお願いします。

酒井委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

3月30日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜並びに果樹を栽培される予定です。

受人は所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして2番から4番方県地区は、野々村貢委員をお願いします。

野々村委員

2番及び3番の申請は、2番は子へ3番は孫への世帯内贈与です。

2月25日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

3月16日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

2番から4番まで全て、申請地では水稻を栽培される予定です。

いずれも、受人は所有する他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番西郷地区は、松野芳正委員お願いします。

松野委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

3月23日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番芥見地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治
副主幹

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

申請地付近は畑作地帯で、申請地取得後も野菜の栽培を継続する予定です。

3月19日に、農地利用最適化推進委員及び申請代理人と共に現地立会いを行いました

受人は他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも十分承知しておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、7番合渡地区は、村木多藏委員お願いします。

村木委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培する予定です。

受人は他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも十分承知しておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番三輪山県地区は、山口貴範委員お願いします。

山口委員

8番の申請は、農業経営を開始する借人へ農地を貸し出すものです。

4月6日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稻を栽培する予定です。

借人は地元の取り決めについても十分承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、9番三輪巖美地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治
副主幹

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ農地を譲り渡すものです。

4月6日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では野菜を栽培する予定です。

受人は地元の取り決めについても十分承知しておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、10番三輪山県地区は、山口貴範委員お願いします。

山口委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

4月6日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稻及び野菜を栽培する予定です。

受人は地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、11番及び12番柳津地区は、梶下信孝委員お願いします。

梶下委員

11番及び12番の申請は、農業経営を拡大する借人へ農地を貸し出すものです。

申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。

3月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に現地立会いを行いました。

借人は地元の取り決めを承知しており、所有する他の農地も適正に管理していることから、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第20号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第21号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、議案第21号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
7ページの総括表をご覧ください。
今回は2件、合計1,393平方メートルです。
1番、黒野地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。
申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。
2番、三輪地区の申請は、農業用倉庫及び駐車場に転用するものです。
申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。農振農用地の転用は原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第21号について説明を受けました。議案第21号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、それでは採決に入ります。
議案第21号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、議案第22号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表を御覧ください。

今回は3件、合計8,285平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番 黒野地区の申請は、賃貸借により資材置場に一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地の転用は、原則不許可ですが、転用期間3年の一時転用であり、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないため許可し得るものです。

この1番の申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、86ページに位置図を付けてございます。

86ページを御覧ください。

右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、板屋川東に位置する御望6丁目地内の農地です。

11ページをお願いします。

2番、岩地区の申請は、使用貸借による権利の設定により一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

3番、合渡地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第22号について説明を受けました。

1番、黒野地区の申請は現地調査を行いました。野々村委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回は、トンネル工事に伴う資材置場のために一時転用するものです。

3月24日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に、申請地付近の農地及び水路について影響が無いように十分確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第22号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第22号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第23号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、議案第23号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う許可申請です。

13ページを御覧ください。

申請明細1番、網代地区の申請内容は、賃貸借により建設業仮設事務所及び宿舍に一時転用する事業計画変更です。

申請地は農地法5条許可済みですが、許可後目的を達成できませんでした。今回、事業計画変更申請者が道路建設工事に係る仮設事務所及び宿舍を転用目的として申請するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用期間が令和6年4月までの一時転用であり、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないこと、許可期間内に農地への復元を誓約しているため許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第23号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第23号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第24号農用地利用集積計画の決定について令和3年3月19日付け、岐阜市経園第1330号をもって岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

それでは、議案第24号について説明いたします。

14ページをお願い致します。

今回の農用地利用集積計画の件数は、賃貸借が14件、使用貸借が1,247件、所有権移転が1件です。

各設定内容の詳細については15ページから63ページまでに、設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

以上でございます。

議 長 議案第24号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長 御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第24号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長 続きまして、議案第25号農用地利用配分計画案に関する意見について、令和3年3月18日付け岐阜市経園第1302号をもって岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

河合副主幹 それでは、議案第25号について説明いたします。
64ページをお願いします。
前年度より、中間管理権の設定についても前議案の農用地利用集積計画に載せることになりましたが、すでに貸し手から中間管理機構に貸し付けられている農地において、借り手の設定及び変更を行う場合は、本計画を策定する必要があります。
65ページをお願いします。
今回、借り手を設定する貸借の件数は19件あり、借り手を変更する貸借の件数は21件あります。内容については記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 ただいま、議案第25号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長 発言もないようなので、採決に入ります。
議案第25号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第26号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、令和3年3月17日付け岐阜市経政第191号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

谷口副主査

議案第26号の内容を説明いたします。

今回は、1件の軽微な変更としての用途区分の変更、1件の農用地への編入の申出、8件の農用地からの除外の申出です。

69ページを御覧ください。

軽微な変更として、農業用施設用地に用途区分を変更するもので、畑1筆で、885㎡です。

続いて、70ページを御覧ください。

農用地への編入で、田1筆で、24㎡となります。

続きまして、71ページをご覧ください。

農用地からの除外で、田12筆、畑1筆で合計7,990㎡となります。

72ページに、農用地区域から除外の申出があった8件の詳細を記載しておりますので御覧ください。

整理番号1は網代地区、養鰻池の造成の申出です。

整理番号2は黒野地区、農家分家住宅の申出で、整理番号3も黒野地区、都市ガス整圧器設置の申出です。

整理番号4は合渡地区、社会福祉施設の敷地拡張の申出で、整理番号5も合渡地区、農家住宅の敷地拡張の申出です。

整理番号6は鷺山地区、自己住宅の申出です。

整理番号7は三輪地区、農家分家住宅の申出です。

整理番号8は芥見地区、社会福祉施設の敷地拡張の申出です。

73ページに、農用地区域から編入の申出があった1件の詳細を記載しておりますので御覧ください。

整理番号9は岩地区、編入の申出です。分家住宅建築の計画見直しがされたため、農用地区域に編入するものです。

整理番号10は、軽微な変更として69ページに記載したものの詳細です。

74ページの(3)市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました8件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として申出地を選定されたものです。

なお、76ページから85ページにそれぞれ位置図をつけております。

以上でございます。

議長

ただいま議案第26号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

それでは採決に入ります。
議案第26号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案その2に入ります。

議長

議案第27号令和3年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

横井
事務局長

議案第27号令和3年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について説明いたします。

お手元の議案その2の2ページを御覧ください。

はじめに岐阜市農業委員会重点事業実施方針ですが、我が国の農業は、従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加への対応、担い手の減少、遊休農地の増大など乗り越えなければならない課題が山積しています。

今後さらに、担い手への農地集積・集約を加速していくことが求められています。

農業委員会は地域の農業者の代表として、公平・公正かつ適正に農地を管理するとともに、農地利用の最適化を推進し、農業生産基盤である優良農地の確保を図り、農業を広く市民に周知することで意欲と希望が持てる農業経営の実現に向けて、関係機関・団体と連携して次の重点事業を推進します。

3ページを御覧ください。

1 担い手の育成と農地利用集積等の推進の(1) 事業実施計画につきまして、農業委員会は中心となる担い手の育成と担い手への農地集積・集約により、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。

その結果、利用権設定面積は令和3年3月末現在で870.2ヘクタールと
なっています。

今後、地域での話し合いに積極的に参加し、引き続き中心となる担い手
の育成及び担い手への農地利用の集積・集約を進めます。

(2) 推進方法につきましては、新規の利用権設定面積を今年度は20.0
ヘクタール以上とします。農地中間管理事業を活用し、各地区農政推進委
員会の協力を得て利用権設定を推進します。

また、関係団体と連携し、農家、団体に対する相談会等の開催や、集落
営農組織の育成と法人化、認定農業者への誘導を図るなどにより、優良農
地の確保に努めます。

続きまして、2 遊休農地の発生防止と解消の(2) 事業実施計画につい
て、遊休農地は本市においても、令和3年3月末現在で26.1ヘクタール存
在しています。

遊休農地の発生防止と解消は、農地法改正により農業委員会の重要な業
務となっており、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取
り組みを実施します。

4 ページを御覧ください。

(2) 推進方法につきましては、農地利用状況調査員による現地調査を
実施し、土地所有者等への個別指導、担い手農家への斡旋、各地区農政推
進委員会の各種事業などにより、遊休農地の解消に努めます。

今年度は、解消目標面積を7.8ヘクタールとします。

続きまして、3 食農教育の定着と普及推進でございます。(1) 事業実
施計画につきましては、本市では、平成30年3月に策定した第3次食育推
進計画に基づき、取り組みを推進しています。

また、平成23年度から地産地消立市の実現に向け、食農教育児童実践支
援事業を実施し、平成25年度からは、市民農園を利用した一連の農作業な
どを、小学校児童を対象に実施しています。

今年度も引き続き食農教育児童実践支援事業を、教育関係者及び農業団
体等と一体となって推進します。

(2) 推進方法につきましては、農業委員会と各地区農政推進委員会が
中心となり、ぎふ農業協同組合、教育関係者、農業関係者等の協力を得
て、小学生を対象に農作物の栽培、収穫等の機会を提供し、市内全小学校
の参加を目標とし、取り組んでいきます。

続きまして、4 農業関係者研修会の実施でございます。農業施策につい
て認識を深めるとともに、農地の有効活用及び将来を見据えた先進的な農

業経営を学び、新たな農業経営の展望を見出すため研修を実施し、情報の共有と意識の向上に努めます。

5ページを御覧ください。

(2) 実施方法につきましては、国や県、経済部 及び ぎふ農業協同組合、その他関係機関 よりご協力を頂きながら、市内の農業関係者に対する研修を実施します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、議案第27号について説明がありました。

令和3年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画については4項目ありますが、いずれも地域の農業振興を図る上で重要な事業でありまして、今年度農業委員会として積極的に取り組んでいく必要があります。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第27号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第28号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第28号について、農業委員会事務局の水野から説明いたします。

これは農業委員会等に関する法律に基づき、活動状況について公表するものでございます。

8ページを御覧ください。

まず、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明いたします。

I 農業委員会の状況の1 農業の概要及び2 農業委員会の現在の体制につきましては記載のとおりでございます。

9ページを御覧ください。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、1令和3年3月現在の集積実績は870.2ヘクタール、集積率は22.1パーセントでございます。

2令和2年度の目標は達成しております。

3目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価につきましては記載のとおりでございます。

10ページを御覧ください。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1令和2年度は新たに4経営体が参入しました。

2令和2年度の目標は達成しております。

3目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

11ページを御覧ください。

Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、所有者に対し意向調査を実施した結果、2令和2年度の解消実績は7.8ヘクタールで、目標は達成しております。

3目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

12ページを御覧ください。

Ⅴ違反転用への適正な対応につきましては、通年の農地パトロールを実施し、解消に向けて指導をいたしました。

13ページを御覧ください。

Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきまして、1農地法第3条に基づく許可事務の令和2年度処理件数は121件でございます。

2農地転用に関する事務の令和2年度処理件数は、62件でございます。

14ページを御覧ください。

3農地所有適格法人からの報告への対応及び4情報の提供等は記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、記載のとおりでございます。

Ⅷ事務の実施状況の公表等の1総会等の議事録及び3活動計画の点検・評価につきましては、ホームページにて公表しております。

続きまして、16ページを御覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

I 農業委員会の状況の1 農家・農地等の概要及び2 農業委員会の現在の体制につきましては記載のとおりでございます。

17ページを御覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題でございますが、令和3年3月現在管内の農地面積は3,930ヘクタールで、これまでの集積面積は870.2ヘクタールでございます。

2 令和3年度の目標集積面積は890.2ヘクタールとしております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、記載のとおりでございます。

18ページを御覧ください。

IV 遊休農地に関する措置につきましては、2 令和3年度の目標解消面積は、7.8ヘクタールとしております。

V 違反転用への適正な対応の2 令和3年度の活動計画でございますが、今年度も広報紙で農地転用制度及び違反の場合の罰則について周知するとともに、通年の農地パトロールを実施し、早期発見・未然防止にあたります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第28号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第28号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第13号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、報告第13号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。19ページを御覧ください。

今回の各地区別の届出は32件、合計64,887.60平方メートルです。明細表は20ページです。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第14号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、報告第14号について説明いたします。

22ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は14件、合計8,822平方メートルです。

明細は、23ページから26ページです。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第15号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、報告第15号について説明いたします。

28ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は90件、合計43,646.34平方メートルです。

明細は、29ページから51ページです。

以上、報告第13号から第15号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年3月に農業委員会事務局長が専決受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第16号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、報告第16号について説明いたします。

52ページ、53ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であつて、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和3年3月に2つの法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第17号令和3年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和3年度経済部農林水産関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いします。

鷺見次長

それでは、報告第17号について説明いたします。

要望書に対する回答でございますが、議案の56ページからとなっております。担当課も記載しておりますので詳しくは、それぞれお問い合わせください。

それでは、主なものを説明してまいります。

まず、1農地利用の集積・集約化、担い手対策に関する要望についてでございます。(1)スマート農業の推進につきましては、県の「スマート農業技術導入支援事業」を活用し、支援してまいります。

2遊休農地の発生防止・解消についてでございます。(1)遊休農地の再生作業については、国・県に補助要望を検討するとともに、人・農地プランを活用するなどし遊休農地の発生を防止します。

57ページを御覧ください。

(2)休耕田については、国の方針にて所得向上に寄与しないレンジの作付け等に対する補助金が削減されましたが、市としましては、非主食用米への助成単価の増額、高収益作物への助成追加、麦・大豆の高単価維持等を実施しており、今後も休耕田の有効活用に繋がるような支援ができるよう努めてまいります。

(3)定年後の就農支援については、岐阜農林事務所、ぎふ農業協同組合、ぎふアグリチャレンジセンター等と連携し定年後の就農者の支援に努めてまいります。

3有害鳥獣対策に関する要望についてでございます。

58ページを御覧ください。

(1) 有害鳥獣等につきましては、引き続き大型有害獣の捕獲及び、中小型有害獣捕獲の貸出用の「はこわな」の台数確保や窓口における情報提供等、個人捕獲の推進に努めてまいります。また、防除柵の設置等を推進し、資材補助を引続き行ってまいります。

(2) ジャンボタニシ対策につきましては、国・県の動向を注視しながら、本市を含む広域的な有効策の在り方や実施に向けて、関係機関及び団体との協議を重ね、対応を検討してまいります。

59ページを御覧ください。

4 農業基盤整備対策に関する要望についてでございます。

(1) 基盤整備につきましては、整備内容に応じて活用できる事業メニューがあるため、ご意見を取りまとめの上、各土地改良区や用排水組合等を通じ農地整備課までご相談ください。

用排水路等の農業用施設の修繕につきましては、要望を基に、改良・補修による長寿命化や更新の検討を行い、計画的に整備を進めてまいります。

(2) 用排水路の管理につきましては、農振農用地内の用排水路であれば、多面的機能支払交付金を活用することで、除草・浚渫にかかる人件費等の支出が可能になりますので、農地整備課までご相談ください。

60ページを御覧ください。

(3) ほ場整備につきましては、整備内容に応じて活用できる事業メニューがあるため、ご意見を取りまとめの上、各土地改良区や用排水組合等を通じ農地整備課までご相談ください。

5 都市計画と農業振興に関する要望についてでございます。

(1) 生産緑地制度につきましては、昨年度策定しました「岐阜市農業振興ビジョン」の持つ、中・長期的ビジョンに基づき、土地所有者の意向を踏まえた上で庁内関係部署と議論をし、有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

(2) 農業振興地域につきましては、昨年度策定しました「岐阜市農業振興ビジョン」の持つ中・長期的ビジョンに基づいて検討してまいります。

61ページを御覧ください。

6 その他に関する要望についてでございます。

(1) 災害時の支援につきましては、県などとともに災害時農業ボランティアについて協議して いくとともに、災害時相互応援協定を結んだ市に対して、災害ボランティアの募集情報を提供するなど災害ボランティアの募集に協力を行うこととしています。

62ページを御覧ください。

(3) 農薬につきましては、ホームページや広報紙、県や関係部署との連携により、農薬の適正な使用に係る周知、啓発に引続き努めます。

続きまして、令和3年度当初予算概要についてご説明いたします。

まず、農政の一般会計予算でございますが、12億6,143万3千円と前年比12.38%の減となりました。これは、新型コロナの影響による税収減を見込み、市予算額の大幅削減とされたことから、農政の予算だけでなく、全部署において前年度比9.49%の減となっていることをご理解いただければと存じます。

ただ、当初予算額としては削減されておりますが、産地構造改革支援事業やスマート農業技術導入支援事業、施設園芸等就農促進事業などについて、申請があることを見込んだ予算は削減するものの、実際に申請等があった場合は、補正予算で対応するとしておりますので、申請及び実態に合わせ、必要に応じ、随時、補正等で予算を確保してまいります。

それでは、主要事業の概要について説明いたします。

昨年度末に皆様の協力を得て作成いたしました、「岐阜市農業振興ビジョン」の基本理念「多様性ある農業の持続的発展」を目指し、農業振興策と農地の保全や活用策に取り組んでまいります。

63ページを御覧ください。

はじめに、農業振興策では地産地消、地産外商の推進を目的に、特産農産物「ぎふベジ」の情報発信により、農業所得の向上を図ることを目的とした「ぎふベジ」ブランド発信事業をはじめ、昨年度実施出来なかった日本食文化会議の開催、地産地消推進の店「ぎふ〜ど」に認定する「ぎふ〜ど」普及促進事業は瑞穂市と岐南町が追加され拡大、市内小学生を対象に、農業体験を通じた食農教育「食農教育児童実践支援事業」などを軸に、地元農産物の生産から消費、地域内循環を意識した取り組みなどを進めてまいります。

続いて、収益性の改善を目指す取り組みとして、産地構造改革支援事業、薬用作物栽培推進事業などを実施してまいります。

また、農産物生産といった範疇に留まらず、加工、販売等も視野に入れた農業の高付加価値化に向けた6次産業化や農商工連携といった取り組みにつきましても支援してまいります。

続きまして、農地の保全や活用策についてでございます。

これらの施策を進めるうえで柱となりますのが、先ほどご紹介いたしました「岐阜市農業振興ビジョン」と全30地区で実質化しました、「人・農地プラン」でございます。

「多様性ある農業の持続的発展」と決めました、本ビジョンの基本理念に基づき、明確化された本市農業のあるべき姿に近づけるよう、組織改編しました農林課において「岐阜農業振興地域整備計画」の変更準備に着手したことに加え、都市的土地利用との調整検討につきましても、庁内関係部署等との調整に入ったところでございます。

また、農地等の継承と活用を具現化する取り組みとして、多面的機能保全管理活動交付金による取り組みや、水田区画の拡大や転作ニーズに応えるための土地改良事業をはじめ、県営土地改良事業負担金、機構集積支援事業を進めてまいります。

新たな担い手の確保と育成につきましては、新規就農者の早期経営安定を目的に給付金を交付する、農業人材力強化総合支援事業や新規就農者経営安定支援事業、畜産分野においては、畜産構造改革支援事業などを実施してまいります。

今後とも皆様とともに本市農政の発展に向けて尽力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま経済部次長から要望書に対する回答と令和3年度経済部農林水産関係予算概要について説明をいただきました。数多くの要望に答えていただいております。今年度の事業の推進をよろしくお願いいたします。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後4時17分閉会を宣す。